

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策現金給付事業	①物価高騰の影響を受ける全町民に対して、現金給付を行い、家計負担を即座に軽減することを目的とする。所得制限等の要件を設けて対象者を限定する手法では、対象者の抽出・審査やシステム改修等に多大な事務期間を要し、給付までに数か月の遅延が生じるため、今まさに生活費が逼迫している町民への迅速な対応としては不十分である。また、町内で使える商品券等の交付においても、発行までに長期間を要するとともに、負担増が著しい光熱費等の引き落としには充当できず、待ったなしの状況にある家計の底支えには不十分である。そのため、所得制限を設けず全町民を一律対象とし、国の公金受取口座を積極的に活用したプッシュ型給付を実施する。これにより対象者審査の時間を極限まで削減し、最短で4月中、大多数の町民へも5月上旬に振込を行うという極めて迅速な支給を可能とする。日々の生活の維持に一刻の猶予もない中、スピードを最優先とし、光熱費等にも充当できる使途の柔軟な現金を一律給付することは、実務上最も合理的であり、緊急かつやむを得ない措置である。 ②全ての町民への現金給付及び事務費 ③1人当たり10,000円×12,648人＝126,480千円 事務費 10,798千円 事務費の内訳 消耗品費100千円、印刷製本費110千円。郵便料1,874千円 振込手数料1,452千円、業務委託料7,262千円 ④令和8年2月1日時点で、本町の住民基本台帳に記録されている全町民	R8.4	R9.3
2	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	中学校給食費無償化事業	①物価高騰の影響を受ける中学生の保護者に対して、給食費の減免を行い、家計負担を軽減することを目的とする。給食費の材料費高騰分のみを減免するだけでは、広範な物価上昇による家計負担を吸収するには不十分である。そのため、給食費の全額を無償化することで保護者の負担を軽減し、その分を他の生活費に充当できるようにすることで、子育て世帯の生活の安定を図る。(教職員を除く) ②中学校給食費の減免に係る費用 ③佐伯中学校 420円×202回×36人＝3,054千円 和氣中学校 420円×202回×223人＝18,920千円 ④中学生がいる世帯の全保護者	R8.4	R9.3